

令和元年6月28日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和元年度6月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

- 議案第13号 農業振興地域整備計画変更審議について (1件)
議案第14号 農地法第3条許可申請書審議について (13件)
議案第15号 農地法第5条許可申請書審議について (8件)
議案第16号 農用地利用集積計画審議について (41件)
議案第17号 非農地証明願出書審議について (7件)

〈 出席委員 〉(18人)

- | | | |
|-------------------|-----------|------------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 田原 嘉治 | 3番 楠 眞憲 |
| 4番 重水 賢治 | 5番 日高 格一 | 6番 池田 澄弘 |
| 7番 野元 政博 | 8番 横山 義晴 | 9番 迫 千穂子 |
| 10番 末永 義弘 | 11番 馬場 五男 | 12番 久木田 洋子 |
| 13番 東 芳男 | 14番 今村 壽久 | 15番 山口 義廣 |
| 16番 奥 和俊 | 18番 池畑 正治 | |
| 19番 今屋 政市 | | |

〈 欠席委員 〉(1人)

- 17番 濱村 義美

〈 推進委員出席者 〉

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 20番 南 宏機 | 21番 <欠員> | 22番 東峯 満 | 23番 松崎 秀樹 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧聞 隆男 | 27番 山下 浩二 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 有馬 修一 | 31番 上野 勉 |
| 32番 肥後 博 | 33番 西園 賢一郎 | 34番 永野 彰一 | |

〈 欠席推進委員 〉(0人)

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

- | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 事務局長 | 上之原 誠 | 次長兼農業振興係長 | 東 浩文 |
| 農地調整係長 | 元山 敏志 | 農業振興係 | 内 智富美 |

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和元年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、推進委員が14名出席しております。
それでは、お手元の総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
まず、日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、15番「山口 義廣」委員と、16番「奥 和俊」委員を指名させていただきます。
次に、日程第2、議案第13号農業振興地域整備計画変更審議を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の1頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
4番 議案第13号の番号1について報告いたします。
令和元年6月21日、私と東市来地域の農業委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみましました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。変更相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]
- 会長 質疑ございませんので、議案第13号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であることに、賛成の方は、挙手をお願いします。
- 議場 [賛成多数]
- 会長 賛成多数ですので、議案第13号農業振興地域整備計画変更審議の案件について、諮問どおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へその旨答申します。
次に、日程第3、議案第14号農地法第3条許可申請書審議を議題といたします。
まず、議事参与制限の案件を先に審議いたします。
山口委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。
- 15番 [退席]
- 事務局 事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の4頁をご覧ください。1件です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は21,132㎡、作物は水稻です。
以上、計1件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しな

いので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

14番 議案第14号の番号11について報告いたします。

令和元年6月19日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第14号農地法第3条許可申請書審議の山口委員関係の案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第14号農地法第3条許可申請書審議の山口委員関係の案件について許可することに決定しました。

山口委員に着席の連絡をしてください。

15番 [着席]

会長 議事参与制限の案件が済みましたので、その他の案件を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の3頁から4頁をご覧ください。12件です。

番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,022㎡、作物は水稻です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,795㎡、作物は水稻です。

番号3と番号4の権利取得者は同一人物で、権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は5,203㎡、作物は水稻です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,516㎡、作物は水稻です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は603㎡、作物は野菜です。

番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は17,839㎡、作物はいちごです。

番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は174㎡、作物は野菜です。

番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は15,026㎡、作物は水稻です。

番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は249㎡、作物は梅です。

番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は62,665㎡、作物はオリーブです。

番号13の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は3,265㎡、作物は甘藷です。

以上、計12件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第14号の番号1について報告いたします。

令和元年6月20日、私と副の有馬委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第14号の番号2について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の池田委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第14号の番号3と番号4は権利取得者が同一人物ですので、一括して報告いたします。

令和元年6月22日、私と副の松崎秀樹委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第14号の番号5について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の迫委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第14号の番号6について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第14号の番号7について報告いたします。

令和元年6月18日、私と副の山下委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第14号の番号8について報告いたします。

令和元年6月19日、私と副の本村委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番 議案第14号の番号9について報告いたします。

令和元年6月24日、私と副の檜物委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第14号の番号10について報告いたします。

令和元年6月24日、私と副の西園委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

3番 議案第14号の番号12について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の上野委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第14号の番号13について報告いたします。

令和元年6月19日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第14号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第14号農地法第3条許可申請書審議の議事参与制限以外のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第15号農地法第5条許可申請書審議の案件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の19頁をご覧ください。8件です。

番号1と番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は番号1が所有権移転、番号2が使用貸借権設定です。

番号3の転用目的は、道路、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、現場事務所、権利種別は使用貸借権設定です。

番号5の転用目的は、宅地敷地拡張、権利種別は所有権移転です。

番号6の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

番号7の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号8の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

なお、番号3は、転用済みのため、始末書が付いています。

また、番号4は、一時的な利用に供する一時転用です。

以上、計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第15号の番号1と番号2については、一括して報告いたします。

令和元年6月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 議案第15号の番号3について報告いたします。

令和元年6月22日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第15号の番号4について報告いたします。

令和元年6月24日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、農用地区域内農地であるが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、その利用目的達成上その農地を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、農用地区域内農地の一時転用と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第15号の番号5について報告いたします。

令和元年6月24日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第15号の番号6について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の南委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第15号の番号7について報告いたします。

令和元年6月21日、私と副の南委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約50mに位置する農地であり、その規模が約0.1haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第15号の番号8について報告いたします。

令和元年6月26日、私と副の肥後委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。すべて許可相当との報告をいただきました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第15号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第15号農地法第5条許可申請書審議のすべての案件について許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第16号農用地利用集積計画審議を議題といたします。

まず、議事参与制限等の案件を先に審議いたします。

会長 東委員関係の案件を審議しますので、退席をお願いします。

13番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 31頁の番号18、番号19です。貸借です。

これにつきましては、東委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限しております。

面積について、田はなし、畑は2,821㎡、計2,821㎡、うち再設定面積はなし、利用権設定件数は2件、うち再設定件数はなしです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第16号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第16号農用地利用集積計画審議の東委員関係の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

東委員に着席の連絡をしてください。

13番 [着席]

会長 議事参与制限等の案件が済みしましたので、その他の案件を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の28頁から32頁です。貸借です。

面積について、田は15,896㎡、畑15,335㎡、計31,231㎡、うち再設定面積は12,927㎡、利用権設定件数は26件、うち再設定件数は12件です。

その他、農地中間管理機構分についてご説明いたします。

資料の33頁から34頁です。

伊集院分として、面積について、田はなし、畑は9,678㎡、計9,678㎡、利用権設定件数は8件です。

吹上分として、面積について、田は1,617㎡、畑は5,098㎡、計6,715㎡、利用権設定件数は5件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第16号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第16号農用地利用集積計画審議の議事参与制限等以外の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨答申します。

次に、日程第6、議案第17号非農地証明願出書審議を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。7件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1と番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

番号4は、雑種地です。

番号5は、20年以上経過した宅地です。

番号6は、雑種地です。

番号7は、20年以上経過した宅地です。

以上、計7件、日置市非農地証明書交付要綱第3条に該当するので、非農地として証明することが相当と考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 1 2 番 議案第 1 7 号の番号 1 と番号 2 については、一括してについて報告いたします。
令和元年 6 月 2 2 日、私と正の馬場会長は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2 号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 2 番 議案第 1 7 号の番号 3 について報告いたします。
令和元年 6 月 2 0 日、私と副の有馬委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2 号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 5 番 議案第 1 7 号の番号 4 について報告いたします。
令和元年 6 月 2 3 日、私と副の東峯委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、5 号雑種地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 7 番 議案第 1 7 号の番号 5 について報告いたします。
令和元年 6 月 2 1 日、私と副の迫委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2 号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 3 番 議案第 1 7 号の番号 6 について報告いたします。
令和元年 6 月 2 4 日、私と副の西園委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、5 号雑種地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 1 6 番 議案第 1 7 号の番号 7 について報告いたします。
令和元年 6 月 2 4 日、私と副の南委員は、申請人代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2 号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第 3 条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございました。すべて非農地として証明することが相当であるとの報告をいただ

きました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第17号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第17号非農地証明願出書審議のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

2番 令和元年度6月総会を閉会します。

(閉会 10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 (印)

15番 (印)

16番 (印)